

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋元克広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正）

第1条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第15節 指定共同生活援助」を

「第15節 指定就労定着支援

第1款 基本方針（第173条の6）

第2款 人員に関する基準（第173条の7・第173条の8）

第3款 設備に関する基準（第173条の9）

第4款 運営に関する基準（第173条の10—第173条の16）

第16節 指定自立生活援助

第1款 基本方針（第173条の17）

第2款 人員に関する基準（第173条の18・第173条の19）

第3款 設備に関する基準（第173条の20）

第4款 運営に関する基準（第173条の21—第173条の24）

第17節 指定共同生活援助

に、「第5款 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準」を

「第5款 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

- 第1目 趣旨及び基本方針（第180条の2・第180条の2の2）
- 第2目 人員に関する基準（第180条の2の3・第180条の2の4）
- 第3目 設備に関する基準（第180条の2の5）
- 第4目 運営に関する基準（第180条の2の6—第180条の2の10）

第6款 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準  
に、「第180条の2」を「第180条の2の11」に、「第16節」を「第18節」に改める。

(2) 第2条第8号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。

(3) 第8条第1項第43号の次に次の6号を加える。

(43)の2 指定就労定着支援 法第5条第15項に規定する就労定着支援に係る指定障害福祉サービスをいう。

(43)の3 指定就労定着支援事業者 指定就労定着支援の事業を行う者をいう。

(43)の4 指定就労定着支援事業所 指定就労定着支援事業者が指定就労定着支援の事業を行う事業所をいう。

(43)の5 指定自立生活援助 法第5条第16項に規定する自立生活援助に係る指定障害福祉サービスをいう。

(43)の6 指定自立生活援助事業者 指定自立生活援助の事業を行う者をいう。

(43)の7 指定自立生活援助事業所 指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助の事業を行う事業所をいう。

(4) 第8条第1項第44号中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改め、同項第46号の7を同項第46号の10とし、同項第46号の2から同項第46号の6までを3号ずつ繰り下げ、同項第46号の次に次の3号を加える。

(46)の2 日中サービス支援型指定共同生活援助 指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活

上の援助をいう。

(46)の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者をいう。

(46)の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う事業所をいう。

(5) 第8条第2項第2号中「指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業」の次に「、指定居宅訪問型児童発達支援（児童福祉法施行条例第4条第10号の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業」を加える。

(6) 第10条第1項中「第15節」を「第17節」に改める。

(7) 第11条第2項中「居宅」の次に「又はこれに相当する場所として法第5条第3項の厚生労働省令で定める場所」を加える。

(8) 第19条中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

(9) 第52条第2項中「この場合において」の次に「、第13条中「前条」とあるのは「第52条第2項において準用する第51条」と」を加える。

(10) 第85条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第85条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(11) 第91条の3第1号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模

多機能型居宅介護事業所等」に改める。

(12) 第93条第1項第2号中「、指定共同生活援助事業者」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、同号ア中「限る。）、指定共同生活援助」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助」を、「、指定共同生活援助事業所」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の次に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の次に「（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「、指定共同生活援助事業所」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、指定共同生活援助」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

(13) 第102条の2第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

(14) 第104条第4項中「専任かつ」を削る。

(15) 第110条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この款において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

(16) 第112条中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

(17) 第130条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

- (18) 第137条中「第86条」を「第85条の2」に改める。
- (19) 第137条の3第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。
- (20) 第138条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。
- (21) 第144条中「第86条」を「第85条の2」に改める。
- (22) 第144条の3第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。
- (23) 第3章第12節第4款中第151条の前に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第150条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

- (24) 第155条中「第84条」の次に「、第85条、第86条」を加える。
- (25) 第181条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する」を「児童福祉法施行条例第4条第4号の」に、「指定通所支援基準第56条第1項に規定する」を「同条第7号の」に、「指定通所支援基準第66条第1項に規定する」を「同条第10号の」に改める。
- (26) 第3章中第16節を第18節とする。
- (27) 第177条第1項中「指定共同生活援助を」を「サービスを」に改める。
- (28) 第178条第3項中「家事等」の次に「(指定共同生活援助として提供される介護、家事等を除く。)」を加える。
- (29) 第180条の2中「前款」を「第4款」に改め、同条を第180条の2の11とする。
- (30) 第3章第15節中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第180条の2 第1款から前款までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第180条の2の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2目 人員に関する基準

(従業者の員数)

第180条の2の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
  - ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
  - イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
  - ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の規定により置くべきものとされる日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項の規定により置くべきものとされる日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第1項及び第2項の規定により置くべきものとされる日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第180条の2の4 第176条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第3目 設備に関する基準

（設備）

第180条の2の5 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとし、この場合における1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員を超えてはならない。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 1つのユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 1つのユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
  - (1) 居室の1室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
  - (2) 居室の1室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

#### 第4目 運営に関する基準

(実施主体)

第180条の2の6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所(第93条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係る



ものに限る。)を行うものとする。

(介護、家事等)

第180条の2の7 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を各共同生活住居における介護、家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護、家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護、家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第180条の2の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第180条の2の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第

1 項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第180条の2の10 第16条、第18条、第19条、第21条から第24条まで、第26条、第27条、第30条、第35条、第37条第1項及び第2項、第42条から第48条まで、第61条、第63条、第67条、第71条、第73条から第75条まで、第89条、第143条の2、第177条の2から第177条の6まで並びに第178条の3から第179条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「第38条」とあるのは「第180条の2の10において準用する第178条の3」と、同条第2項中「利用者（指定居宅介護を利用する障害者等をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「利用者」と、第27条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第180条の2の10において準用する第177条の4第1項」と、第30条第2項中「第28条第2項」とあるのは「第180条の2の10において準用する第177条の4第2項」と、第42条中「第38条」とあるのは「第180条の2の10において準用する第178条の3」と、「体制」とあるのは「体制、第180条の2の10において準用する第179条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第61条及び第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「次条」とあるのは「第180条の2の10」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第180条の2の10において準用する第67条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第180条の2の10において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるの

は「第180条の2の10」と、第143条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(31) 第3章中第15節を第17節とし、第14節の次に次の2節を加える。

#### 第15節 指定就労定着支援

##### 第1款 基本方針

第173条の6 指定就労定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法第5条第15項の厚生労働省令で定める就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項の厚生労働省令で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### 第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第173条の7 指定就労定着支援事業者が指定就労定着支援事業所に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを

同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。) に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項の就労定着支援員及び第2項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第173条の8 第55条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

#### 第3款 設備に関する基準

(設備、備品等)

第173条の9 指定就労定着支援事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

#### 第4款 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第173条の10 サービス管理責任者は、第173条の16において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着

支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第173条の11 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第173条の12 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により、これを行わなければならない。

3 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して第1項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問し、当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第173条の13 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整

その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第173条の14 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第173条の15 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において読み替えて準用する第61条第1項に規定する就労定着支援計画
- (2) 次条において準用する第26条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (3) 次条において準用する第36条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第46条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第47条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第173条の16 第16条から第30条まで、第36条、第37条第1項及び第2項、第40条から第48条まで、第60条、第61条並びに第63条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「第38条」とあるのは「第173条の14」と、同条第2項中「利用者（指定居宅介護を利用する障害者等をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「利用者」と、第27条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第173条の16において準用する次条第1項」と、第30条第2項中「第28条第2項」とあるのは「第173条の16において準用する第28条第2項」と、第42条中「第38条」とあるのは「第173条の14」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第173条の16において準用する次条第1項に規定する就労定着支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

#### 第16節 指定自立生活援助

##### 第1款 基本方針

第173条の17 指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

##### 第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第173条の18 指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項の規定により置くべきものとされる指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第173条の19 第55条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第173条の20 第173条の9の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第173条の21 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第173条の22 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の



提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第173条の23 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第173条の24 第16条から第30条まで、第36条、第37条第1項及び第2項、第40条から第48条まで、第60条、第61条、第63条、第173条の10、第173条の14並びに第173条の15の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「第38条」とあるのは「第173条の24において準用する第173条の14」と、同条第2項中「利用者（指定居宅介護を利用する障害者等をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「利用者」と、第27条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第173条の24において準用する次条第1項」と、第30条第2項中「第28条第2項」とあるのは「第173条の24において準用する第28条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第173条の24において準用する次条第1項に規定する自立生活援助計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第173条の10中「第173条の16」とあるのは「第173条の24」

と、第173条の15中「次条」とあるのは「第173条の24」と読み替えるものとする。

(32) 第190条を次のように改める。

第190条 削除

(33) 第194条を次のように改める。

第194条 削除

(34) 第247条第2項第2号中「放課後等デイサービスをいう。）の事業」の次に「、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」を加え、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

(35) 第288条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第288条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(36) 第294条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

(37) 第299条中「第289条」を「第288条の2」に改める。

(38) 第300条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

(39) 第305条中「第289条」を「第288条の2」に改める。

(40) 第310条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第310条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(41) 第315条中「第287条」の次に「、第288条、第289条」を加える。

(42) 第338条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

(43) 第356条中「第5条第26項」を「第5条第28項」に改める。

(44) 第418条第1項中「質問」の次に「若しくは法第11条の2第1項の

規定により委託を受けた指定事務受託法人（同項に規定する指定事務受託法人をいう。以下同じ。）の職員の法第9条第1項の規定による質問」を加え、同条第2項中「質問」の次に「若しくは法第11条の2第1項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の法第10条第1項の規定による質問」を加える。

（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「同項第46号の2」を「同項第46号の5」に、「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

（札幌市児童福祉法施行条例の一部改正）

第3条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第7節 指定保育所等訪問支援」を

「第7節 指定居宅訪問型児童発達支援

第1款 基本方針（第71条の3）

第2款 人員に関する基準（第71条の4・第71条の5）

第3款 設備に関する基準（第71条の6）

第4款 運営に関する基準（第71条の7—第71条の10）

第8節 指定保育所等訪問支援

「第8節 多機能型事業所に関する特例」を「第9節 多機能型事業所に関する特例」に改める。

(2) 第3条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「第21条の5の18第1項」を「第21条の5の19第1項」に改める。

(3) 第4条第10号の次に次の3号を加える。

(10)の2 指定居宅訪問型児童発達支援 法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援をいう。

(10)の3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者をいう。

(10)の4 指定居宅訪問型児童発達支援事業所 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。

(4) 第4条第11号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第14号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同条第15号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第16号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改め、同条第20号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改め、同条第26号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同条第28号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加える。

(5) 第5条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

(6) 第8条第1項第1号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を「児童指導員、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「児童指導員等」という。） 指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員等の」に改め、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員等」に改め、同条第3項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4

号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(7) 第8条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員等」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員等の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(8) 第9条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

(9) 第29条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備、備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定による自らの評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(10) 第51条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

(11) 第53条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

(12) 第54条第2項中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

(13) 第57条の2第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員等の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(14) 第57条の5中「前款」を「第4款」に、「第57条第2項第2号」を「第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、同項第2号」に改める。

(15) 第57条の8第1号中「以下同じ」を「」又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

(16) 第59条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

(17) 第64条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

第64条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(18) 第65条中「第27条」の次に「、第28条、第29条（第4項及び第5項を除く。）、第30条」を加え、「、第51条第1項」を削り、「第63条第2項」との次に「、第29条第1項中「次条第1項に規定する通所支援計画」とあるのは「第65条において準用する次条第1項に規定する医療型児童発達支援計画」と」を加え、「医療型児童発達支援計画」との次に「、第31条中「前条」とあるのは「第65条において準用する前条」

と、同条第1号中「次条」とあるのは「第65条において準用する次条」とを加え、「特例障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」を「若しくは特例障害児通所給付費」とあるのは「、特例障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費」に改め、「第57条第2項第2号」を「第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第2号」に改める。

(19) 第67条第1項第1号中「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「児童指導員等」という。）」を「児童指導員等」に改め、同条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(20) 第70条の2を削る。

(21) 第71条中「、第52条、第53条」を「から第53条まで」に、「次条」を「次条第1項」に、「第70条」を「第70条第1項」に改め、「第70条第2項」との次に「、第29条第1項中「次条第1項に規定する通所支援計画」とあるのは「第71条において準用する次条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と」を、「放課後等デイサービス計画」との次に「、第31条中「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、「次条」とあるのは「第71条において準用する次条」と」を加え、「第57条第2項第2号」を「第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第2号」に改める。

(22) 第71条の2中「、第52条、第53条」を「から第53条まで」に、

「、第70条(第1項を除く。)並びに第70条の2」を「及び第70条(第1項を除く。)」に、「第57条第2項第2号」を「第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、同項第2号」に改め、「、第67条第4項中「第1項第1号及び第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第67条第1項第1号」と、同条第6項中「第1項第1号」とあるのは「第71条の2において準用する第67条第1項第1号」と」を削る。

(23) 第80条中「第4項並びに」を「第4項、第71条の4第1項並びに」に、「、第73条第1項」を「、第71条の4第1項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項」に改める。

(24) 第2章中第8節を第9節とする。

(25) 第75条を次のように改める。

(準用)

第75条 第71条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

(26) 第76条から第78条までを次のように改める。

第76条から第78条まで 削除

(27) 第79条中「から第33条まで、第35条、第37条」を「、第28条、第29条(第4項及び第5項を除く。)、第30条」に、「から第53条まで、第54条第1項及び」を「、第52条、第53条、第54条第1項、」に改め、「第57条まで」の次に「、第64条の2及び第71条の7から第71条の9まで」を加え、「第15条第1項中「第40条」とあるのは「第78条」を「第15条第1項中「第40条」とあるのは「第79条において準用する第71条の9」に、「次条」とあるのは「第77条」を「次条第1項」とあるのは「第79条において準用する第71条の8第1項」に、「第77条第2項」を「第79条において準用する第71条の8第2項」と、第29条第1項中「次条第1項」とあるのは「第79条において準用する次条第1項」に、「第46条中「第40条」とあるのは「第78条」を「第31条中「前条」とあるのは「第79条において準用する前条」と、「次条」と



あるのは「第79条において準用する次条」と、第46条中「第40条」とあるのは「第71条の9」に、「第57条第2項第2号」を「第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第2号」に改め、「準用する第55条第2項」と」の次に「、第71条の8中「次条第5号」とあるのは「第79条において準用する次条第5号」と」を加える。

(28) 第2章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

### 第7節 指定居宅訪問型児童発達支援

#### 第1款 基本方針

第71条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

#### 第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第71条の4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。以下同じ。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務

その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならぬ。

- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならぬ。

(準用)

第71条の5 第10条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第71条の4第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

#### 第3款 設備に関する基準

(設備)

第71条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第4款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第71条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第71条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定

居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第71条の9 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

（準用）

第71条の10 第15条から第25条まで、第27条、第28条、第29条（第4項及び第5項を除く。）、第30条から第33条まで、第35条、第37条から第39条まで、第41条、第44条から第48条まで、第50条、第52条、第53条、第54条第1項、第55条から第57条まで及び第64条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第71条の9」と、第19条中「いう。以下この款において同じ。」とあるのは「いう。」と、第25条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条の8第1項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第71条の8第2項」と、第29条第1項中「次条第1項」とあるのは「第71条の10において準用する次条第1項」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第31条中「前条」とあるのは「第71条の10において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第71条の10において準用する次条」と、第46条中「第40条」とあるのは「第71条の9」と、「前条」とあるのは「第71条の10において準用する前条」と、第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第71条の10において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第71条の10において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第71条の10において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第71条の10において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第71条の10において準用する第55条第2項」と読み替えるものとする。

(29) 第83条及び第85条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

(30) 第87条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第6項を削る。

(31) 第 88 条第 6 項を削る。

(32) 第 135 条第 1 項第 3 号中「心理指導を担当する職員」を「心理指導担当職員」に改める。

(33) 第 203 条第 4 項、第 8 項及び第 12 項中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第 15 項を削る。

(34) 第 216 条第 7 項及び第 9 項中「看護師」を「看護職員」に改める。

(35) 第 225 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

(札幌市児童福祉施設条例の一部改正)

第 4 条 札幌市児童福祉施設条例(昭和 39 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

(1) 第 4 条第 2 項第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改め、同項第 3 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」に改め、同項第 4 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 18 項」に改め、同項第 5 号中「第 5 条第 17 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

(2) 別表 2 支援センターの項指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援の目中「第 21 条の 5 の 28 第 1 項」を「第 21 条の 5 の 29 第 1 項」に改める。

(札幌市児童福祉法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第 5 条 札幌市児童福祉法に基づく過料に関する条例(平成 24 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「質問」の次に「若しくは法第 57 条の 3 の 4 第 1 項の規定により委託を受けた指定事務受託法人(同項に規定する指定事務受託法人をいう。以下同じ。)の職員の法第 57 条の 3 第 1 項若しくは第 3 項の規定による質問」を加え、同条第 4 号中「質問」の次に「若しくは法第 57 条の 3 の 4 第 1 項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定による質問」を加える。

(札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正)

第 6 条 札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 29 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号才中「同条第26項」を「同条第28項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条による改正前の札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第186条第3号に規定する指定障害者支援施設等であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設に係る同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に係る同項の指定を受け、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスと児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援とが同一の施設において一体的に提供されているものにおける人員及び設備の基準については、第1条による改正後の札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第189条及び第193条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(札幌市児童福祉法施行条例に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている札幌市児童福祉法施行条例第4条第3号に規定する指定児童発達支援事業者である者が同条第2号に規定する指定児童発達支援を行う同条第4号に規定する指定児童発達支援事業所における人員の基準については、第3条による改正後の札幌市児童福祉法施行条例（次項において「新児童福祉法施行条例」という。）第8条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている第3条による改正前の札幌市児童福祉法施行条例第84条第2号に規定する指定福祉型障害児入所施設であつて、総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設に係る同項

の指定を受け、かつ、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援と総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスとが同一の施設において一体的に提供されているものにおける人員及び設備の基準については、新児童福祉法施行条例第87条及び第88条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく厚生労働省令の一部改正に伴い、新たに本市における指定就労定着支援、指定自立生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助及び指定居宅訪問型児童発達支援の人員、設備及び運営に係る基準を定める等のため、本案を提出する。